

横浜市敬老特別乗車証条例施行規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
(第1条省略) (通用区間) 第2条 条例第2条に規定する規則で定める区間は、次に掲げる区間とする。 (第1号から第5号まで省略) (運送事業者の範囲) 第3条 条例第2条第4号に規定する規則で定める<u>一般乗合旅客自動車運送事業者</u>は、次に掲げる者とする。 (第1号から第11号まで省略) (新設) (新設) 第4条 (本文省略) 第5条 (本文省略) 第6条 (本文省略) (新設) 第7条 (本文省略) 第8条 (本文省略) 第9条 (本文省略) 第10条 (本文省略)	(第1条省略) (通用区間) 第2条 条例第2条本文に規定する規則で定める区間は、次に掲げる区間とする。 (第1号から第5号まで省略) (運送事業者の範囲) 第3条 条例第2条第4号に規定する規則で定める<u>一般旅客自動車運送事業者</u>は、次に掲げる者とする。 (第1号から第11号まで省略) <u>(12) 道路運送法第9条第4項の規定による届出をし、又は同法第21条第2号に規定する許可を受けた者</u> <u>(条例第2条ただし書に規定する規則で定める一般旅客自動車運送事業者及び規則で定める区間又は区域)</u> 第4条 条例第2条ただし書に規定する規則で定める一般旅客自動車運送事業者は、前条第12号に掲げる者とする。 <u>2 条例第2条ただし書に規定する規則で定める区間又は区域は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項ただし書に基づく横浜市地域公共交通会議における協議が調った区間又は区域であって、前条第12号に規定する届出又は許可に係るものとする。</u> 第5条 (本文省略) 第6条 (本文省略) 第7条 (本文省略) <u>(負担額の免除の申請期間)</u> 第8条 条例第5条の2第2項に規定する規則で定める期間は、<u>運転免許証の返納（同条第1項第1号に規定する運転免許証の返納をいう。以下同じ。）をした日から同日以後2回目に到来する乗車証の有効期間の末日までとする。ただし、当該期間内に申請をすることができない特別の事情があると市長が認める場合は、運転免許証の返納をした日から当該特別の事情を考慮して市長が指定する日までとする。</u> 第9条 (本文省略) 第10条 (本文省略) 第11条 (本文省略) 第12条 (本文省略)